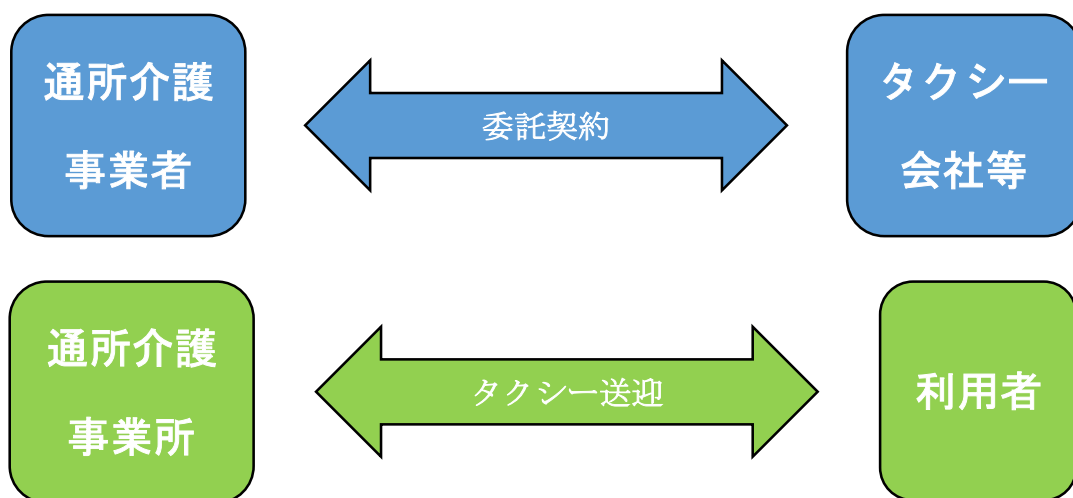


大竹市介護保険緊急支援 (介護サービス利用支援) 事業のご案内

- ① 市内の通所介護事業者が離島・中山間地域の利用者への送迎をタクシー会社等と契約し、事業者が費用を負担した場合に、実費を支給します。
- ② 市外の通所介護事業者が離島・中山間地域の利用者、令和6年度中に廃止となる市内の事業所を利用していた方への送迎をタクシー会社等と契約し、事業者が費用を負担した場合に、実費を支給します。

※ 中山間地域：栗谷地区、松ヶ原地区、飯谷地区

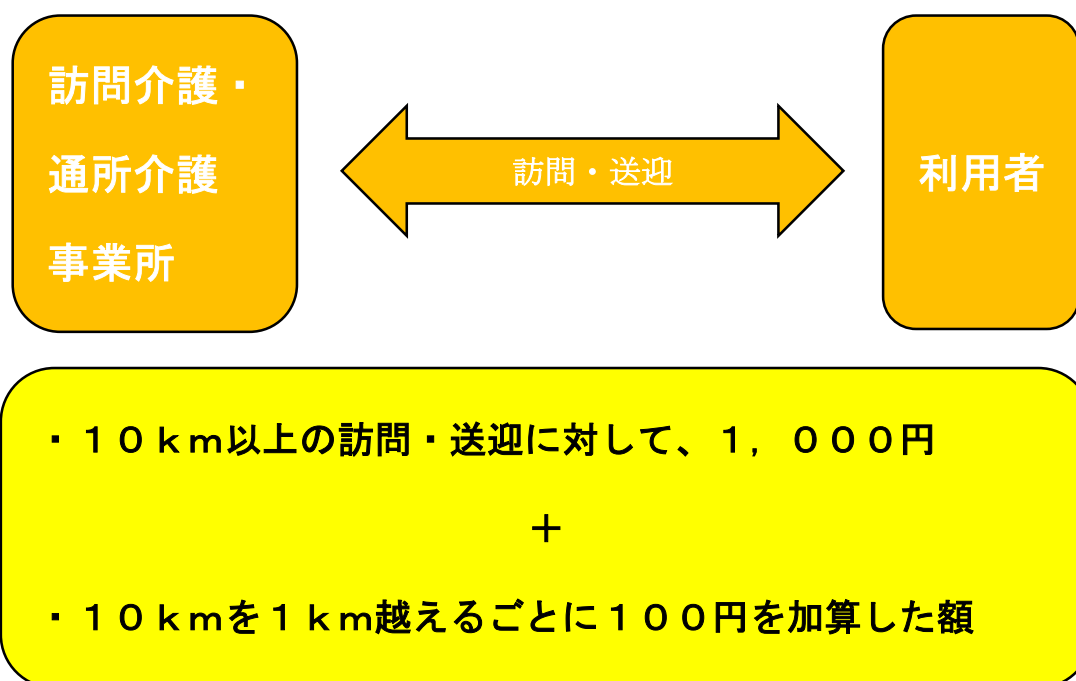
離島：阿多田地区



※ 介護報酬については、送迎減算となりますので、ご注意ください。

③ 市内の訪問介護・通所介護の事業者が、中山間地域、市内の利用者の訪問・送迎をした場合について、移動距離（最短距離）に応じて助成します。

④ 市外の訪問介護・通所介護の事業者が、大竹市の利用者の訪問・送迎をした場合について、移動距離（最短距離）に応じて助成します。



※ 同一日に複数名の利用者がある場合は、最も距離の遠い利用者をもって計算します。

※ この事業は、令和7年9月末までの暫定措置となります。